

随意契約締結結果の内容及び理由書	
契 約 担 当 課	やす未来創造課
件 名	野洲駅南口周辺整備構想改訂支援業務委託
場 所	野洲市内
概 要	構想の策定から年月が経過していることから社会情勢等を踏まえた再検証、本市の事業趣旨及び事業の目的を汲んだ構想の改訂支援を行うことを目的とした業務を発注するもの。
履 行 期 間	令和 7 年 7 月 18 日 から 令和 8 年 3 月 27 日 まで
契 約 締 結 日	令和 7 年 7 月 18 日
契 約 金 額	金 9,858,750 円（消費税及び地方消費税含む）
契 約 の 相 手 方	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 代表社員 福島 和宏
所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング
契約の相手方の選 定 理 由	本業務は、専門的な知識や経験を有するものが多く、価格以外の遂行能力等の要素を重視していることから野洲駅南口周辺整備構想改訂支援業務における公募型プロポーザルを行いました。その結果、当該事業者を最優秀提案事業者と特定したことから契約の相手方となる候補者として選定をしました。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項 （該当する項目に○） (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。